

福岡県医発第656号(地)
令和5年6月5日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 蓮澤浩明
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」の改正について
(Q&Aの追加等)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容については、令和5年5月12日付福岡県医発第463号(地)等にて貴会宛てご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、別添のとおり高額療養費の支給及び5月1日から5月7日までに新型コロナウイルス感染症に係る治療のために入院した患者が、5月8日以降に同感染症の治療のために再入院した場合の入院医療費の取扱いに関するQ&Aを追加する改正が令和5年5月16日付で行われた旨、連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。